

生活支援ネットワーク緊急応援支援費補助金交付要綱 新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>(交付の目的)</p> <p>第1条 知事は、米の価格が高騰している中、生活に困窮している方を支援するため、地域に密着して生活困窮者支援、孤独・孤立対策などの支援活動を行っている民間団体が行う米をはじめとする食材等の配布又は食事の提供に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の対象者及び対象期間)</p> <p>第2条 この補助金の交付を受けることができる者は、徳島県内で生活困窮者や孤独・孤立対策への支援活動を行っている民間団体（概ね1年以上かつ概ね年6回以上の定期的な活動実績を有する民間団体に限る。以下「民間団体」という。）で、次の各号のいずれかの活動（食糧価格高騰による「こども食堂」運営支援金の支給の対象者については、第1号に規定する活動に限る。）を実施する者とする。</p> <p>(1) <u>食材又は日用品（トイレットペーパー、ティッシュペーパー、生理用品、洗剤、石けん、歯ブラシ、ゴミ袋、食用ラップフィルム、キッチンスポンジ等の衛生用品、鉛筆、ノート、消しゴム等の文房具その他の日常生活において通常必要となる物品をいう。以下同じ。）</u>の配布</p> <p>(2) 食事の提供</p> <p>第2条第2項～第10条 （略）</p>	<p>(交付の目的)</p> <p>第1条 知事は、米の価格が高騰している中、生活に困窮している方を支援するため、地域に密着して生活困窮者支援、孤独・孤立対策などの支援活動を行っている民間団体が行う米をはじめとする食材の配布や食事の提供に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の対象者及び対象期間)</p> <p>第2条 この補助金の交付を受けることができる者は、徳島県内で生活困窮者や孤独・孤立対策への支援活動を行っている民間団体（概ね1年以上かつ概ね1月当たり1回以上の活動実績を有する民間団体に限る。以下「民間団体」という。）で、次の各号のいずれかの活動（食糧価格高騰による「こども食堂」運営支援金の支給の対象者については、第1号に規定する活動に限る。）を実施する者とする。</p> <p>(1) <u>2kg以上の米を含む</u>食材の配布</p> <p>(2) <u>米を含む</u>食事の提供</p> <p>第2条第2項～第10条 （略）</p>

(補助金の概算払)

第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の7.0パーセントの範囲内で概算払により補助金を交付することができる。

第11条第2項～第12条 (略)

附 則

この要綱は、令和7年7月4日から施行し、令和7年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月14日から施行し、令和7年7月4日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年10月7日から施行し、後期活動期間分の補助金について適用する。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の5.0パーセントの範囲内で概算払により補助金を交付することができる。

第11条第2項～第12条 (略)

附 則

この要綱は、令和7年7月4日から施行し、令和7年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月14日から施行し、令和7年7月4日から適用する。

別表（略）

1 対象経費		2 基準額	3 補助率	4 補助上限額
<u>(1)-1</u> 第2条第1項第1号の活動（同一世帯に対する食材又は日用品の配布は、活動期間中、1月当たり1回を上限とする。）を実施する場合	食材又は日用品の購入費	配布1セットにつき <u>5,000円</u>	10分の10 以内	40万円
<u>(1)-2</u> 第2条第1項第2号の活動を実施する場合	提供する食事の食材の購入費	一食につき <u>100円</u>		
<u>(2) 事務費</u> （その他需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保管料、広告料、手数料）、使用料及び賃借料（物品使用料、有料道路使用料、駐車場使用料、自動車借料、会場借料、機械器具借料））		<u>(1)-1又は(1)-2の項における補助対象経費の額に100分の10を乗じて得た額と4万円を比較して小さい方の額</u>		

別表（略）

1 対象経費		2 基準額		3 補助率	4 補助上限額
ア <u>賄材料費（米、米以外の食材）</u>	第2条第1号の活動（同一世帯に対する食材配布は、活動期間中、1月当たり1回を上限とする。）を実施する場合	配布食材1セットにつき <u>(ア) 米 1800円</u> <u>(イ) 米以外の食材 700円</u>	10分の10 以内	40万円	
	第2条第2号の活動を実施する場合	一食につき <u>(ア) 米 70円</u> <u>(イ) 米以外の食材 30円</u>			
イ <u>その他需用費</u> （消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保管料、広告料、手数料）、使用料及び賃借料（物品使用料、有料道路使用料、駐車場使用料、自動車借料、会場借料、機械器具借料）		<u>賄材料費（米及び米以外の食材）の1割の額と4万円を比較して少ない方の額</u>			